

災害時における応急対策業務に関する基本協定書

山梨県（以下「甲」という。）と一般社団法人山梨県建設業協会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び山梨県地域防災計画に基づき、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合又はそのおそれのある場合の応急対策業務の実施に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における民間協力の一環として、甲が管理する道路、河川等の施設の機能の確保及び回復のため、甲と乙との応急対策業務の実施に関する基本事項を定め、災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請する。

2 乙は、前項の要請があったときは、甲に協力するものとする。

（担当区域）

第3条 甲及び乙は、応急対策業務を円滑に実施するため、甲の県土整備部各出先事務所と、乙を構成する法人（別紙参照）の各担当区域を、あらかじめ協議の上、定めておくものとする。

（損害補償）

第4条 第2条の協力要請により応急対策業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となった場合の本人又はその遺族に対する損害補償は、山梨県知事が災害対策基本法第71条第1項の規定により、協力命令を発したときに限り、災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和37年山梨県条例第55号）を適用する。

（細目協定）

第5条 この基本協定を実施するための細目について、甲の県土整備部各出先事務所長と、乙を構成する法人（別紙参照）の各会長とは、協定を締結するものとする。

（効力）

第6条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書により異議の申出のないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

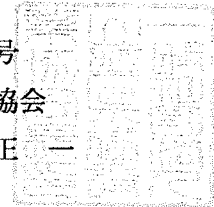
平成26年 4月 1日

甲 甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県知事 横内 正 明

乙 甲府市丸の内一丁目13番7号

一般社団法人 山梨県建設業協会
会 長 浅 野 正 一



(別紙)

・乙を構成する法人
(地区建設業協会名)

一般社団法人甲府地区建設業協会

一般社団法人塩山建設業協会

一般社団法人笛吹建設業協会

一般社団法人市川建設業協会

一般社団法人身延建設業協会

一般社団法人峡北地区建設業協会

一般社団法人富士・東部建設業協会